

東労発安 0725 第 57 号
平成 29 年 7 月 25 日

一般社団法人 東京経営者協会
会長 鵜浦 博夫 殿

東京労働局長
勝田 智明



障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の改正に伴う障害者雇用率の
引上げ等について（周知依頼）

障害者の雇用の促進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今の障害者雇用につきましては、各企業をはじめとする障害者を取り巻く関係者の御尽力により、年々障害者の雇用数が増加するなど一層推進しております。

今般、このような障害者の雇用に関する状況等の変化に鑑み、民間企業の障害者雇用率を 2.3% とすることなどを内容とする障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号。以下「政令」という。）等の改正を行いました。改正後の政令等は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしております。

つきましては、貴団体におかれましては、今般の政令等の改正に伴う障害者雇用率引上げ等について、下記の内容を御承知いただくとともに、貴団体の機関誌等に当該内容を掲載いただくなど、傘下会員事業主の皆様に対する当該内容めの周知について、特段の御配慮と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- (1) 障害者雇用率を現行 2.0% から 2.3% とすること。
- (2) 経過措置として、当分の間 2.2% にすること。この経過措置については、施行の日から起算して 3 年を経過する日より前に廃止すること。
- (3) 障害者の雇用状況の報告義務の対象となる民間企業の範囲を、その雇用する労働者の数が常時 50 人以上から 45.5 人以上の民間企業とすること。
- (4) (1) から (3) は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものとする。

なお、これに伴い、東京労働局では、リーフレット（別添）を東京労働局ホームページへ掲載するほか、各ハローワーク窓口での配付などにより周知を図ることとしております。